様式第１

|  |
| --- |
| 中小企業信用保険法第２条第５項第１号の規定による認定申請書  　　　年　　　月　　　日  小浜市長　　杉本　和範　様  　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　所  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　（名称および代表者の氏名）  　私は、　　　　　　　　が、　　　　年　　月　　日　　　　　　　（注１）の申し立てを行ったことにより、下記のとおり同事業者に対する売掛金の回収が困難となったことにより、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第２条第５項第１号の規定に基づき認定されるようにお願いします。  記  　１　　　　　　　　に対する売掛金　　　　　　　　　　　　　　　　　円    うち回収困難な額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円  　２　　　　　　　　　に対する取引依存度　　　　　　　　　　　　　％（Ａ／Ｂ）    Ａ：　　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日までの　　　　　　　　に  　　　　対する取引額等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円    Ｂ　上記期間中の全取引額等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |

（注１）「破産」、「再生手続開始」、「更生手続開始」等を入れる。

（注２）上記１、２のいずれかを記載のこと。

（留意事項）

①　本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

　②　市町村長又は特別区長から認定を受けた日から３０日以内に金融機関又は信用保証

協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

認定　第　　　　号

　　　年　　　月　　　日

　　申請のとおり相違ないことを認定します。

＊信用保証協会への申込期間：認定日から　　　　年　　　月　　　日まで

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　小浜市長　　杉　本　　和　範　㊞

*■市内事業者の皆様へ*

☆１号認定とは…

　民事再生手続き開始の申立等を行った大型倒産事業者に対し、売掛金債権等を有していることにより資金繰りに支障が生じている中小企業者を支援するための措置です。

　制度の詳細は、**[中小](https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_1gou.html)****[企業庁のホームページ](https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_1gou.html)**をご覧ください。

◆１号について

●認定要件

　・次のいずれかの項目に該当する者

【１】申請の時点において、経済産業大臣の指定を受けた再生手続開始申立等事業者に対して、５０万円以上の売掛金(役務の提供による営業収益で未収のものを含む。)債権または前渡金返還請求権を有していること。

(再生手続開始申立等事業者リストはこちらのＨＰを参照)

**<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_1gou.html>**

【２】申請の時点において、当該再生手続開始申立等事業者に対して、５０万円未満の売掛金債権または前渡金返還請求権しか有していないが、申請者の全取引規模のうち、当該再生手続開始申立等事業者との取引規模が２０％以上であること。

●必要書類

　　・認定申請書　２部（１部：認定書、１部：小浜市控え）

　　　融資申請デジタル化システムを使用して申請する場合は、認定申請書は１部で

かまいません。

　　・登記事項証明書の写し　１部　(個人の場合は事業所所在地が確認できる資料)

　【１】に該当する場合

　　・当該再生手続開始申立等事業者に対する売掛金を確認できる資料（裁判所届出資料、受取手形、取引先の支払通知書、売掛帳簿、不渡り手形の写し等）

　【２】に該当する場合

　　・当該再生手続開始申立等事業者に対する取引依存度が確認できる資料

　　　　具体的には、倒産事由発生直近（直近とは原則として前月）６ヶ月以上の期間の倒産業者との取引額がわかる資料および他の業者も含めて全取引額がわかる資料（原則として決算書類）。

なお、この資料により取引額が確認できない場合は、月別残高試算表もしくは得意先別売上帳簿の写し。

　　　　（注）資料が整わない場合は、直近の決算の期間でも結構です。また、取引期間が６ヶ月に満たない場合は１ヶ月以上の期間としても結構です。

●注意事項

　・認定の対象となる事業者は、再生手続開始申立等事業者と直接取引を有する一次的な関連中小企業者に限ります。再生手続開始申立等事業者が振り出した約束手形を裏書で入手したような二次、三次的な関連中小企業者は対象になりません。

●認定申請書への記入上の留意点

　・最初の空欄（点線）には経済産業省が指定する再生手続開始申立等事業者名を記入する。

・次の空欄（実線）には、「破産」「再生手続開始」「更正手続開始」等を記入する。

・１、２のいずれかを記入し、その空欄（点線）には再生手続開始申立等事業者名を記入する。

●その他

　・市の認定とは別に、金融機関および信用保証協会による金融上の審査があります。

　・市長から認定を受けた日から３０日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。